

奥亞奉公日ノ眞義徹底ニ努メ、特ニ部落會、町内會等ノ常備ニ於

ヨリレガ實踐強化ヲ圖ルコト

731

(同)官公署ノ方策

官公署ハ率先垂範ノ實チ學ダルコト

(ハ)會社、工場、銀行、商店等ノ方策

各々實行ノ申合ヲナシ、實情ニ即シテ奉公日ノ實踐ヲ期スルコト

(三)學校、各種團體ノ方策

(四)ラヂオノ放送

夫々奥亞奉公日ノ選旨徹底ニ之下メ、コレガ實踐ヲ強化スルコト

底ヲ計ルコト

一定ノ時刻ト、一定ノ時間ヲ定メ、ラヂオヲ通ジテコノ運動ノ傳

731

大詔奉公日設定ニ關スル件

(昭和一七・一・二)

(關 議 提 案)

決 定

一、越　　旨

皇國ノ隆昌ト東亞ノ興廢トヲ決スベキ大東亞戰爭ノ展開ニ伴ヒ國民運動ノ方途亦剝期的ナル一大新展チ要請ヒラルルチ以テ茲ニ宣戰ノ大詔ヲ渙發アラセラレタル日ヲ舉國戰爭完遂ノ源泉タラシムル日ト定メ曠古ノ大業ヲ翼賛スルニ遺算無カラソコトヲ期セシメントス

二、名　　稱

大詔奉公日

三、日　　期

八　　日

四 實施項目

越旨ニ基キ大政與質會ニ於テ政府ト接觸ナル聯絡ノ下ニ設定スルモ

ノトス

五四

528

527

五 實 施

昭和十七年一月ヨリ大東亞戰爭中繼續實施シ大政翼賛會之ガ運用
中心トナルモノトス
六 昭和十四年八月八日閣議ノ決定ニ依リ設定セラレタル興亞奉公日ハ
之ヲ廢止シ其ノ起首トスル所ハ 大詔奉戴日ニ發展シ一ヒシムルモ
ナトス

731

731

一方 鍾

大詔奉戴日實施要項

昭和一七・一・二
閣謹 諒解

大東亞戰爭完遂ノ爲必勝ノ國民士氣昂揚ニ重點ヲ置キ健全明朗ナ
ル権極而テ、揮スルコト

二、實施項目

(一) 詔書奉讀

官公衛・學校・會社・工場等ニ於テハ詔書奉讀式チ行フコト
詔書奉讀式ノ時刻ハ業能・交通等ヲ考慮シ適宜定ムルコト
⇒ 必勝祈願

神社・寺院・教會等ニ於テハ必勝祈願ノ行事チ行フコト
但シ一般ノ氏子信徒ニ對シテハ其ノ職場ニ於テ祈願モシムルモ
ノトシ殊更ニ祭式ニ參列ヲ強制セザルコト

三、國旗掲揚

529

530

一各戸ニ於テハ國旗ヲ掲揚スルコト
（二）職域奉公

各自區域ノ奉公ニ勵精シ職更ニ當日ナ休業トスル如キヘ採ラザ
ルコト

（三）其ノ他ノ國民運動

其ノ他ノ國民運動ノ項目ハ大政興賞會ニ於テ本方針ニ基キ隨時
決定スルコト

三備 考

日終日ニ際會セル場合當日業ヲ休ム官公衛・學校・會社・工場等
ニ於テハ職更ニ出勤・出校セシムルニモ及バズ家庭人トシテ又市
町村民トシテ當日ヲ意アラシムル機措置スルコト

本日の本年初闇議に於て、大詔奉賤日を新たに設けることに決
定した。その趣旨は別途發表の要領並に内閣告諭によつて明かなこ
ころである。

昨年十二月八日に賜はつた 大詔の大御心を奉賤して、全國官
民各々その職務に奉行し、その本分を盡し、以て盡忠報國の赤誠を
擗げるの源泉たらしむるために、政府は今回毎月八日を 大詔奉賤
日として設定した次第である。

なほ從來の興亞奉公日は之を廢止し、その趣旨とする處は 大詔
奉賤日に發展歸一せしむることとした。從來興亞奉公日に示された
熱意と赤誠とは 大詔奉賤日に強化具現することとした。
また毎月の常會の開催についても、從來通りとして、別に期日を
變更しないこととした。 大詔奉賤日運用の中権機關は大政興賞會

をして之に當らしむることをした。

731

533

供覽

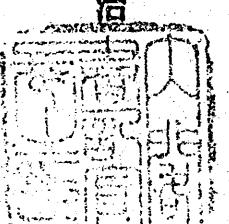
次長

第一課長
第二課長

内閣閣甲第二〇七號

昭和十六年六月五日

内閣書記官長 富田 健治



情報局次長 久富達夫殿

「海の記念日」制定ノ件

標記ノ件本日次官會議ニ於テ別紙ノ通決定致候條此段及通牒候

534

五五

731